

## 令和8年度 IT活用事業化伴走支援業務 企画提案競技 仕様書

### 1. 業務名 令和8年度 IT活用事業化伴走支援業務

### 2. 事業目的

島根県内の事業者が、ITの活用が見込まれる新たなサービス・製品の開発を図る取組みについて、専門家を配置し、顧客の抱える課題の仮説・検証、ビジネスアイデアの市場性検証など事業創出の初期フェーズの伴走支援（以下、「伴走支援プログラム」という。）を行うことで、成功確率を高め市場から求められる新たなサービス・製品の創出を図ることを目的とする。

### 3. 委託期間 契約締結日～令和9年3月31日

### 4. 委託事業内容

#### (1) 支援期間

・支援期間は、支援プロジェクトごとに支援決定日から5か月間、また令和9年3月31日のいずれか早い日とする。

#### (2) 伴走支援プログラムの実施

公募・審査を経て選定した、ITの活用が見込まれる新たなサービス・製品の開発を志向する県内事業者の伴走支援を実施する。

#### ① 支援プロジェクトの募集・選定

- ・公募期間中に幅広く周知を図り、新たなサービス・製品の開発を志向する県内事業者が伴走支援プログラムにエントリーする機運を高めることを目的とした事業説明会兼セミナーを1回実施すること。
- ・支援プロジェクト数は4件とする。
- ・支援プロジェクトの選定は、事業者の事業創出マインド、アイデアの市場受容性、現状の自社分析状況、プロジェクトへの経営者の関わり、プロジェクトの社内体制等から総合的に判断するものとし、財団に協議の上、実施すること。

#### ② リーダー専門家の配置

- ・支援プロジェクトの専属メンターとなるリーダー専門家を配置すること。

#### ③ 各支援プロジェクトの伴走支援について

- ・各支援プロジェクトにおいて、ITの活用が見込まれる新たなサービス・製品の開発に向けて、顧客課題の仮説・検証支援、方針策定支援、アイデア創出・具体化・分析支援、リサーチ支援、アクションプラン設計、進捗管理、パートナー候補の紹介、他各種アドバイザーといった事業創出の初期フェーズにあたる方針策定、アイデア創出、検証・事業構築といったプロセスで必要な支援を行う。
- ・各支援プロジェクトにつき毎月2回のミーティングおよびメール等を通じて、上記内容を提供する。

- ・支援期間中における、初回と最終回は原則対面での実施とする。

### **(3) 支援記録及び報告書の作成**

- ・支援終了後、支援計画、取組経緯、成果、今後の課題、支援者の所見等を取りまとめた実施報告書を作成すること。
- ・また、支援の経緯が分かるように、支援対象者と受託者との接触（対面、オンライン電話、メール等）を行った際には、その都度内容について記録（任意様式）を作成・保管し、報告の指示があった場合は財団へ報告すること。

### **(4) 独自企画提案**

その他、円滑な伴走支援プログラムの実施に有効な取組として提案競技で提案し、財団と調整を図った業務を実施する。

### **(5) 成果物**

本業務完了後、5日以内に、委託業務完了報告書を作成し、紙媒体、電子媒体で納品する。なお、報告書には以下を含むものとする。

- ・受託者が実施した活動内容の取りまとめ
- ・4(3)の「支援記録及び報告書」
- ・その他、本業務を通じて作成した成果物

## **5. その他**

- (1)本業務の実施に当たっては、下記の知識・力量を保持すること。
  - ・中小企業を支援対象者として、ITを活用した新たなサービス・製品の開発を立ち上げから成長・拡大まで一貫通貫で伴走支援することができる。
  - ・ITを活用した新たなサービス・製品開発のこれまでの支援実績において、市場投入し成長・拡大まで行い成果が出ている多数実績を保有している。
  - ・島根県内産業の特徴を正確かつリアルタイムに把握可能な体制を保有（島根県内に事業拠点を構えている等）しており、状況に応じて柔軟かつ機動的な伴走支援が期待できる。
- (2)本業務を円滑・適正に運営するため、責任者及び各担当者等のバックアップ体制を構築すること。
- (3)本委託業務の実施にあたっては、本仕様書及び「提案競技実施要領」に基づいて提出した提案書の内容を遵守することとし、財団と十分協議すること。
- (4)本委託業務の経理を明確にするため、受託者は他の経理と明確に区分して会計処理を行うこと。
- (5)成果物の著作権は財団に帰属する。また、受託者は第三者の著作権等の権利を侵害し

ていないことを保証すること。

- (6)本委託業務の実施において、個人情報等の保護すべき情報の取り扱いに万全の対策を講じること。
- (7)本委託業務の実施にあたり、問題等が発生した場合には、財団に遅滞なく報告し協議のうえ対応を行うこと。
- (8)感染症の影響、災害その他不可抗力等、財団及び受託者の責によらない事由により、仕様書に記載された事業の一部が実施できなくなった場合は、財団と受託者の協議の上、契約金額を含めて、契約変更する。
- (9)その他、仕様書に定めのない事項は財団と受託者の協議により定めるものとする。